

## 鳥取大学学部 授業料免除・入学料免除・入学料徴収猶予選考基準

授業料免除・入学料免除等者は、学力基準及び家計基準のいずれにも該当している者の中から選考します。ただし、学資負担者の死亡等特別な事由による申請の場合は、家計基準のみで選考します。

ただし、予算の都合で基準該当者であっても、免除とならない場合もあります。

\*以下の基準は2025年度時点でのものです。変更があった場合は、変更後の基準において審査されます。

### (1) 学力基準について

1年次生：入学をもって学力基準を満たしているとみなす。

2年次生以上：学部の成績がGPA値2.1以上の者

### (2) 家計基準について

下枠内の数式により算出した「総所得金額（原則前年1年間）」が次ページ記載の「収入基準額」を超えない申請者を授業料納付が困難と認め、免除等の選考対象とします。

$$\text{総所得金額} = \text{「総収入金額」} \text{ (注1)} - \text{「給与所得の必要経費」} \text{ (注2)} - \text{「特別控除額」} \text{ (注3)}$$

(注1) 総収入金額 = 「給与所得の収入額」 + 「給与以外の所得額」

「給与所得の収入額」は給与や年金等の源泉徴収票でいう支払金額、「給与以外の所得額」は確定申告書等でいう収入金額等から必要経費を差し引いた所得金額のことです。

(注2) 給与所得の必要経費（給与所得の収入額に応じて定めている額）

給与所得の収入額	必要経費
~104万円	給与所得の収入額全額
105万円~200万円	給与所得の収入額 × 0.2 + 83万円
201万円~653万円	給与所得の収入額 × 0.3 + 62万円
654万円~	258万円

\* 給与所得者が2人以上いる場合は、各人別に計算します。

(注3) 特別控除額（学生の属する世帯の特別の事情に応じて定められている額）

控除の区分	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額	
		自宅通学	自宅外通学
本人控除		28万円	72万円
就学者控除	小学校児童1人につき	8万円	
	中学校及び中等教育学校の前期課程生徒1人につき	16万円	
	国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	28万円	47万円
* 予備校・各種学校は就学者として控除できません。	私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	41万円	60万円
	国・公立高等専門学校学生1人につき	36万円	55万円
	私立高等専門学校学生1人につき	60万円	80万円
	国・公立大学学生1人につき（科目等履修生・研究生は対象にならない）	59万円	102万円
	私立大学学生1人につき	101万円	144万円
	国・公立専修学校高等課程生徒1人につき	17万円	27万円
	私立専修学校高等課程生徒1人につき	37万円	46万円

	国・公立専修学校専門課程生徒1人につき	22万円	62万円
	私立専修学校専門課程生徒1人につき	72万円	112万円
母子・父子控除	母子・父子世帯	49万円	
障がい者控除	障がい者1人につき	86万円	
長期療養費控除	療養のため経済的に特別な支出をしている金額(6ヶ月以上にわたり療養中又は療養を要する場合で、申請月から過去1年以内に支払った療養費(医療保険給付が対象となる自己負担額のみ)) ※健康保険等により医療給付を受ける金額、高額療養費や生命保険等で補填された金額は除いてください。 ※文書料(診断書発行料)、食費、差額ベッド代等、保険の適用をうけない自己負担分については、控除の対象となりません。 ※介護の場合は、介護保険適用の介護サービスについて、利用限度額内の介護保険自己負担額を対象とします。		
本人又は学費負担者の風水害被害による控除	申請時から過去6ヶ月以内(新入生の前期申請分については1年以内)に、日常生活を営むために必要な資材、あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畠・店舗等)に被害があって、将来長期(2年以上)にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額		

#### 収入基準額

世帯人員	学部生
1人	1,670,000円
2人	2,660,000円
3人	3,060,000円
4人	3,340,000円
5人	3,600,000円
6人	3,780,000円
7人	3,950,000円
8人以上	1人増すごとに上記プラス170,000円